

金剛峯寺境内におけるドローン撮影ガイドライン

金剛峯寺境内地におけるドローン撮影には、いくつかの制限事項があります。

以下に撮影前・撮影時・撮影後それぞれのガイドラインを提示しますので遵守をお願いします。

A 撮影前

1. ドローン撮影可能区域と時間帯

○大門周辺 但し、大門正面側から引きで(崖側に飛行しながら)撮影

または、大門正面周辺境内地で撮影

○壇上伽藍境内 参詣者の少ない時間帯(早朝・夕方)

○その他 禁止区域以外で撮影希望の場合要相談

(金剛峯寺、霊宝館、大師教会本部、徳川家霊台、女人堂等)

※撮影時には、金剛峯寺職員もしくは高野町職員が立ち会います。

※撮影可能区域であっても、建造物の直上を飛行しないようご注意ください。

※墜落等事故発生の場合、かかる補償等費用に関し当方は一切責任を負いません。

※当方以外に必要な申請・許可は、別途事前に提出・取得ください。

※傷害保険等に必ず加入しておいてください。また、加入について確認をいたしますので証明できるものをご呈示ください。

その責を負います。

2. 撮影禁止区域

○奥之院

○その他航空法・電波法等で規制されている区域

※奥之院に関しては、飛行リスクが高いことなどから撮影禁止としています。

3. 申請

○当方所定の申請用紙に必要事項を記入の上、撮影スケジュール、企画書等を添付の上、提出ください。認否が確定しましたら通知いたします。

4. 打ち合わせ

○事前または当日に撮影スケジュール、注意事項の確認等を行います。

(対面若しくは電話、メールでの調整も可能)

B 撮影時

1. 顔合わせ(打ち合わせ)

○顔合わせと必要なら打ち合わせ、また腕章をお持ちいただきます。

腕章は、撮影中わかりやすい所に付けておいてください。

○撮影時刻に合わせて立ち会いします。

2. 撮影

○撮影時は、周囲の状況に十分配慮下さい。

○立ち会いの職員の指示に従ってください。

C 撮影後

○腕章の返却

○放映の場合は放映日の連絡(決定後でよい)

○成果物の提出